

2 働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的としています。

本助成金は次の4つに分けられます。

- I 労働時間の短縮等を行う中小企業事業主に対し助成する「労働時間短縮・年休促進支援コース」
- II 勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成する「勤務間インターバル導入コース」
- III 労務・労働時間の適正管理に向けた取組を行った中小企業事業主に対し助成する「労働時間適正管理推進コース」
- IV 中小企業の事業主団体において、傘下企業の生産性向上に向けた取組を助成する「団体推進コース」

I 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主が、1の支給対象となる取組を実施し、2の成果目標を達成した場合に以下の「助成額」を受給することができます。

- 1 支給対象となる取組
 - (1) 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - (2) 研修（業務研修を含む）
 - (3) 外部専門家によるコンサルティング
 - (4) 労務管理用機器等の導入・更新
 - (5) 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
 - (6) 人材確保に向けた取組 等

2 成果目標

以下の何れかの目標を1つ以上実施してください。

- (1) 36協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減

36協定の1箇月の延長することができる時間数が月60時間を超える時間数で締結・届出する事業場が、令和3年度（又は令和4年度）に有効な36協定で月60時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に届け出ること。
- (2) 特別休暇の整備

「労働時間等設定改善指針」に規定されている、特に配慮を必要とする労働者に対する病気休暇等の規定を整備すること

(3) 時間単位の年休の整備

労働基準法第 39 条第 4 項で規定する、時間単位の年次有給休暇の規定を整備すること

※ 詳細については、厚生労働省HPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成額

本コースは、成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率及び上限額は以下のとおりです。

1 助成率

3/4 (事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は 4/5 を助成)

2 上限額

成果目標の達成状況に応じて、助成上限額は変動します(最大 200 万円)。

(1) 36 協定の月の時間外・休日労働時間数の縮減

月 80 時間超の時間外・休日労働時間数を月 60 時間以下に設定した場合、上限 100 万円

※ 月 60 時間を超え月 80 時間以下の設定に留まった場合は、上限額 50 万円

※ 月 60 時間超 80 時間以下の 36 協定を締結していて、月 60 時間以下に設定した場合:50 万円

(2) 特別休暇の整備

50 万円

(3) 時間単位の年休の整備

50 万円

3 助成上限額の加算

上記 2 に加え、5%以上の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額を加算します。

・1~3人 24 万円

・4~6人 48 万円

・7~10人 80 万円

・11人~30人 1人当たり8万円(上限 240 万円)

※ 3%以上引上げの場合は最大 150 万円

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認いただくか、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

II 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入すること等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次のいずれかの支給対象となる取組を実施し、成果目標を達成した場合に以下の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

就業規則・労使協定等の作成・変更、研修（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、人材確保に向けた取組 等

2 成果目標

中小企業事業主が新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入することなど。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 勤務間インターバル制度を導入していない事業場などを有する事業主であること。

助成額

本コースは、成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率及び上限額は以下のとおりです。

(1) 助成率

3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）

(2) 上限額

インターバル時間数等に応じて、

- ① 9時間以上11時間未満 80万円
- ② 11時間以上 100万円 など

(3) 助成上限額の加算

上記(2)に加え、5%以上の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額を加算します。

- ・ 1～3人 24万円
- ・ 4～6人 48万円
- ・ 7～10人 80万円
- ・ 11人～30人 1人当たり8万円(上限240万円)

※3%以上引上げの場合は最大150万円

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認いただくか、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

Ⅲ 労働時間適正管理推進コース

労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次のいずれかの支給対象となる取組を実施し、成果目標を達成した場合に以下の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

就業規則・労使協定等の作成・変更、研修（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新、人材確保に向けた取組 等

2 成果目標

以下の（１）～（３）の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- （１）新たに勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、自動的に賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理 IT システムを用いた労働時間管理方法を採用する。
- （２）賃金台帳等の労務管理書類について５年間保存することを就業規則等に規定する。
- （３）「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）に基づく研修を労働者等に対して実施する。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/jikan/index.html

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 1 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 2 下表のいずれかに該当する事業主であること。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理 IT システムを用いた労働時間管理方法を採用していない事業場を有する事業主であること等。

助成額

本コースは、成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。助成率及び上限額は以下のとおりです。

(1) 助成率

3 / 4 (事業規模 30 名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合は 4 / 5 を助成)

(2) 上限額 50 万円

(3) 助成上限額の加算

上記(2)に加え、5%以上の賃金加算を実施した場合、労働者数に応じて上限額を加算します。

- ・ 1～3人 24 万円
- ・ 4～6人 48 万円
- ・ 7～10人 80 万円
- ・ 11人～30人 1人当たり 8 万円 (上限 240 万円)

※3%以上引上げの場合は最大 150 万円

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認いただくか、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

IV 団体推進コース

3社以上（共同事業主においては10社以上）で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としています。

対象となる措置

本コースは、以下の「対象となる事業主」に該当する事業主団体が、次のいずれかの支給対象となる取組を実施し、成果目標を達成した場合に以下の「助成額」を受給することができます。

1 支給対象となる取組

好事例の収集、普及啓発、市場調査、セミナー開催又は受講、巡回指導、人材確保に向けた取組など労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組

2 成果目標

上記時間外労働の削減又は賃金引上げに向けた取組を行い、傘下企業のうち、2分の1以上の企業に対して、その取組又は取組結果を活用すること。

※ 詳細については、厚生労働省のHPで掲載している交付要綱及び支給要領などをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

対象となる事業主

本コースを受給する事業主は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が3以上（共同事業主においては10以上）で組織する、中小企業事業主の団体又はその連合団体であること。
- 中小企業事業主の団体又はその連合団体の傘下の事業主のうち、下表のいずれかに該当する事業主が2分の1を超えていること等。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成額

本コースは、成果目標の達成に向けた支給対象となる取組の実施に要した経費を支給します。

助成率及び上限額は以下のとおりです。

(1) 助成率 定額

(2) 上限額

500万円

都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は上限額1,000万円

受給手続

本コースを受給しようとする事業主は、別途交付要綱等で定める期日までに、申請書に必要な書類を添えて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ申請してください。

利用にあたっての注意点

本コースの詳細については、厚生労働省HPで掲載する交付要綱及び支給要領をご確認いただくか、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室へお尋ねください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>